

介護予防支援の指定対象の拡大(令和 6 年 4 月 1 日より施行)

<改正法の内容>

令和 4 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会において、「地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保したうえで、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。」との意見が取りまとめられた。

介護保険部会の意見を踏まえ、令和 5 年改正法において、介護予防支援の指定対象に指定居宅介護支援事業者を追加するとともに、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の内容に介護予防サービス計画の検証を追加し、必要と認める場合は介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができることとなった。【R5.7.31 全国介護保険担当課長会議資料より抜粋】

介護保険法改正により、令和 6 年 4 月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施できることになります。【介護保険法第 115 条の 22 第 1 項】

①市

- ・介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。【介護保険法第 115 条の 30 の 2 第 1 項】

②地域包括支援センター

- ・保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の検証、(中略)を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業【介護保険法第 115 条の 45 第 2 項】

③指定居宅介護支援事業者

- ・指定介護予防支援の事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、地域包括支援センターに対し、必要な助言を求めることができる。【介護保険法第 115 条 30 の 2 第 2 項】
- ・厚生労働省令で定める事項に関する情報を提供する。【介護保険法施行規則第 140 条の 38 の 2】

・介護予防サービス計画(ケアプラン)	・基本チェックリスト	・利用者基本情報
・支援経過記録	・サービス担当者会議の要点	・サービス評価表
・その他市町村長が必要と認める事項		

<報酬>

介護予防支援費(Ⅰ) 442 単位 ……地域包括支援センター(居宅への委託可能)
介護予防支援費(Ⅱ) 472 単位(新設)※ ……指定居宅介護支援事業者

※市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価。

伊勢崎市が指定介護予防支援事業者をお願いすること

- ①利用開始時には、利用者の住所地の高齢者相談センターに連絡し、利用者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう連携をお願いします。
- ②委託から指定介護予防支援事業者に移行して担当を継続する場合、現行契約は終了となります。委託の時の書類一式を委託元の高齢者相談センターにご返却ください。高齢者相談センターが確認し、基本情報や現在継続中のケアプランコピー等をお渡しします。
- ③指定介護予防支援事業者(指定居宅介護支援事業者)が担当する場合、改めて利用者と直接契約を結ぶ必要があります。利用者と契約できるのは、指定介護予防支援事業者として指定を受けた日以降です。
- ④ケアプランを作成した際は、担当者会議後 1 か月以内に確定ケアプラン等のコピーを利用者の住所地の高齢者相談センターに提出してください。担当者会議前の提出や包括確認のサインは不要です。

《提出書類(コピー)》 ※情報は市と共有します。

＜新規作成時＞

- ・利用者基本情報、基本チェックリスト、ケアプラン、主治医等の意見が確認できる書類(医療系サービス)

＜更新時、変更時、暫定利用時＞

- ・サービス評価表、利用者基本情報(内容に変更が生じた時)、基本チェックリスト、ケアプラン、主治医等の意見が確認できる書類(医療系サービス)

＜状況確認のため高齢者相談センターから提出の依頼があった時＞

- ・支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)、サービス利用票・別表

＜終了時＞

- ・サービス評価表

【訂正】

- ・改めてアセスメント等を行った上でケアプランを作成した場合は、初回加算を算定できます。
- ・ケアプランを引き継いで、そのまま使う場合は算定できません。

- ⑤給付管理業務は、高齢者相談センターを介さず、指定介護予防支援事業者が行います。

⑥注意事項

- ・指定介護予防支援事業所は、市の運営指導の対象になります。
- ・委託として担当する場合の取扱いやケアマネジメントの流れについては、従来と変更ありません。
- ・委託から指定介護予防支援事業者に移行する際、初回加算や委託連携加算は算定できません。
- ・指定事業所として行うことができる業務は、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援のみ」です。
- ・総合事業のサービスのみは「介護予防ケアマネジメント」のため、現行どおり高齢者相談センターからの委託となります。
- ・例えば以下のような場合においては注意が必要です。

例：A 事業所が指定介護予防支援事業所として担当中。訪問型サービス週 2 回、介護予防通所リハビリテーションを週 1 回予定していたが、通所リハビリを 1 か月休止したケース

利用月	利用するサービス	プラン	介護保険課への届出書の提出 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書
5 月	・訪問型サービス(総合事業) ・介護予防通所リハビリテーション	介護予防支援	介護予防支援事業所名(A 事業所)
6 月	・訪問型サービス(総合事業)	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援事業所名(地域包括支援センター) 受託する居宅介護支援事業所名(A 事業所)
7 月	・訪問型サービス(総合事業) ・介護予防通所リハビリテーション	介護予防支援	介護予防支援事業所名(A 事業所)

この場合、5 月分、6 月分、7 月分のそれぞれにおいて、居宅の届出の提出、利用者との契約が必要となります。しかし、このような事態は利用者に不利益となるため、介護予防ケアマネジメントになることが想定される利用者の場合は、担当高齢者相談センターと法人等との業務委託契約を締結し、委託として担当するなど、利用者の状況に合わせた適切な対応をしていただくようにお願いします。